

衛生推進者養成講習

労働安全衛生法・同法施行令・労働安全衛生規則の規定により、下に示す事業場にあつては、「登録安全衛生推進者等養成講習機関」が行う「衛生推進者養成講習」修了者等の有資格者のうちから、「衛生推進者」を選任し、健康管理等の一定の職務を行わせなければならないことが義務付けられております。(労働安全衛生法第 12 条の 2、労働安全衛生規則第 12 条の 3 参照)

当連合会では、三重労働局長の登録を受けて、法令に定める衛生推進者選任資格付与のための「衛生推進者養成講習」を実施しています。

衛生推進者選任を要する対象は、次の業種以外であつて、常時使用労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場

- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

(参考：上記の①②の業種であつて、10 人以上 50 人未満の事業場は「安全衛生推進者」を選任しなければなりません)

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	範囲	時間
作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）	衛生推進者の役割と職務、作業環境測定、作業環境改善、作業方法の改善、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2 時間
健康の保持増進対策	健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育	1 時間
労働衛生教育	労働衛生教育の方法	1 時間
労働衛生関係法令	法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	1 時間

申込方法

「講習申込方法」にしたがつて、お申込みください。